

改定前	改定後
<p>(役員及び委員の職務)</p> <p>第 7 条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 役員の職務</p> <p>(1)会長はクラブを統括し、代表する。</p> <p>(2)副会長は会長を補佐し、会長に事情があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(3)顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。</p> <p>(4)強化委員は、監督と協議し練習のスケジュールを 調整し、またチームの窓口となり参加しうる大会、練習試合の調整を行う。</p> <p>(5)総務はクラブの事務処理一切を行う。</p> <p>(6)一般会計長はクラブの一般会計の業務を行う。</p> <p>(7)高校生会計長はクラブの高校生会計の業務を行う。</p> <p>(8)広報はクラブの情報を対外へ発信し、アイスホッケーを普及する窓口としての職務を行う。</p> <p>(9)監督は各チームの競技面を統括する。</p> <p>(役員及び委員の任期)</p> <p>第 8 条</p> <p>1 役員及び委員の任期は 1 年とし、留任は妨げないものとする。ただし、前条第 5 号に定める代議員の任期は 2 年とする。→削除</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。</p> <p>(会費)</p> <p>第 17 条</p> <p>3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。</p> <p>正選手・準選手（小学生、中学生） 月額 11,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 7,000 円、3 人目以降は 1 人 5,000 円とするが、兄弟姉妹が休会した場合は休会者を差し引いた人数での算出とする）</p> <p>6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合に限り、月会費を 7,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。</p>	<p>(役員及び委員の職務)</p> <p>第 7 条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 役員の職務</p> <p>(1)会長はクラブを統括し、代表する。</p> <p>(2)副会長は会長を補佐し、会長に事情があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(3)顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。</p> <p>(4)強化委員は、監督と協議し練習のスケジュールを 調整し、またチームの窓口となり参加しうる大会、練習試合の調整を行う。</p> <p>(5)総務はクラブの事務処理一切を行い、代議員を兼任する。</p> <p>(6)一般会計長はクラブの一般会計の業務を行う。</p> <p>(7)高校生会計長はクラブの高校生会計の業務を行う。</p> <p>(8)広報はクラブの情報を対外へ発信し、アイスホッケーを普及する窓口としての職務を行う。</p> <p>(9)監督は各チームの競技面を統括する。</p> <p>(役員及び委員の任期)</p> <p>第 8 条</p> <p>1 役員及び委員の任期は 1 年とし、留任は妨げないものとする。</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。</p> <p>(会費)</p> <p>第 17 条</p> <p>3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。</p> <p>正選手・準選手（小学生、中学生） 月額 12,000 円（兄弟姉妹が在籍する場合 2 人目は 8,000 円、3 人目以降は 1 人 6,000 円とするが、兄弟姉妹が休会した場合は休会者を差し引いた人数での算出とする）</p> <p>6 ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合に限り、月会費を 8,000 円とする。兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を 1 人目とし、兄弟姉妹を 2 人目以降として取り扱う。</p>
<p>附 則</p> <p>1 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の全部を改正し、平成 21 年 5 月 10 日から施行する。なお、16 条の規定による月会費は 6 月口座振替分から適用する。</p> <p>諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の一部を改定し、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。なお、17 条の規定による月会費は 8 月口座振替分から適用する。</p> <p>2 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、毎年その年の 4 月 2 日以降に入学した者で小学校 2 年生以下の者に限り、その年度の 3 月 31 日まで間、月額 8,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p> <p>3 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、未就学児に限り、小学校入学までの間月額 8,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の全部を改正し、平成 21 年 5 月 10 日から施行する。なお、16 条の規定による月会費は 6 月口座振替分から適用する。</p> <p>諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（平成 11 年 4 月 1 日施行）の一部を改定し、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。なお、17 条の規定による月会費は 6 月口座振替分から適用する。</p> <p>2 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、毎年その年の 4 月 2 日以降に入学した者で小学校 2 年生以下の者に限り、その年度の 3 月 31 日まで間、月額 9,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p> <p>3 当面の間、第 17 条第 3 項に定める月会費は、未就学児に限り、小学校入学までの間月額 9,000 円とする。ただし、兄弟割引がある場合は、低額の方を適用する。</p>